

# 丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年7月24日(月)  
午後1時30分～午後3時20分  
場 所 市役所3階 303・304会議室

## 2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	松岡 舟
委員	福田康知
委員	井下由美
教育長	末澤康彦

## 説明のため出席した者

教育部長	窪田徹也
総務課長	吉野隆志
学校給食センター所長	小松昌徳
学校教育課長	岩井俊明
文化財保存活用課長	東 信 男
幼保運営課長	黒田千絵
総務課副課長	土井節子
学校給食センター次長	浮田泰秀
文化財保存活用課副課長	大林隆之
学校教育課主任指導主事	佐藤明美
選定委員会選定委員	

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

## 4 議 題

報告第15号 専決処分の報告について(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱)

報告第 16 号 令和 6 年度使用小学校教科用図書に係る採択候補について

報告第 17 号 城泊事業について

議案第 12 号 丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について

議案第 13 号 幼保連携型認定こども園の設置について（意見聴取）

議案第 14 号 丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会委員の委嘱について

議案第 15 号 丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会委員の委嘱について

議案第 16 号 丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

## 5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

## 6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員。

## 7 議事の概要

---

午後 1 時 3 0 分 開会

---

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 16 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

### 報告第 15 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

〔学校給食センター所長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市学校給食センター条例に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会の委員が、令和 5 年 5 月 31 日をもって任期満了となり、関係団体などの推薦に基づき専決処分により新たに委員の委嘱をしたので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

被委嘱者は報 15-2 のとおり。前回委員から 4 名変更となった。

特になし

## 報告第 17 号 城泊事業について

〔文化財保存活用課副課長〕

本市の観光振興や文化財保護への資金調達などに資するため、丸亀城三の丸にある京極家ゆかりの歴史的建造物「延寿閣別館」を文化財的価値を確保しつつ改修し、宿泊施設として活用する城泊事業について報告する。報告内容は、報 17-2 から報 17-6 のとおり。

〔委員〕

城泊事業の先進事例で、愛媛県大洲市や長崎県平戸市の料金が非常に高額だが、収支としての採算はどうか。全然来ないとか、その辺の見込みはどうか。

〔文化財保存活用課副課長〕

愛媛県大洲市は 1 泊 110 万円、長崎県平戸市は 1 泊 60 万円だが、ずっとホテルのように営業しているものではないので、1 回 1 回赤字が出ないような金額を設定されていると思う。まずは赤字の出ない範囲でのメニュー設定をする予定である。

〔委員〕

報 17-5 の管理・運営形態で、指定管理者の選定において、一般財団法人丸亀市観光協会を候補者とする方向で調整するとある。丸亀市観光協会が主導して、市はそれを補助するようなイメージを受けるが、市全体の観光振興のためには、市当局が丸亀市観光協会と対等な立場で話を進めていくのが筋のような気がする。丸亀市観光協会との関係性を教えてほしい。

〔文化財保存活用課副課長〕

城泊事業に関しては、一緒に協力し、連携して事業を進めているので、対等な関係、協力関係にある。

〔教育部長〕

丸亀市がその観光事業を推進していく上で最も重要なパートナーが丸亀市観光協会であり、現在も色々な事業を行っていただいている。城泊事業についても丸亀市が従属的な位置づけで推進していくのではなく、丸亀市の事業として、観光協会を第一のパートナーに進めていきたいと考えている。

〔委員〕

丸亀市全体の観光振興は、どの部局が中心となっているのか。

〔文化財保存活用課長〕

観光振興については、産業観光課が行っている。城泊事業に関しては、延寿閣別館が行政財産で、文化財保存活用課の所有になっていることから、私どもの方で事業の推進を行っている。

〔教育部長〕

少し補足すると、今回の城泊事業にあたっては産業観光課と庁内連携を取っている。産業観光課と文化財保存活用課が手を携えて、丸亀市観光協会の協力のもと、推進していくという考え方である。

〔委員〕

報 17-2 に、令和 2～3 年度の経緯として多度津町という名前が出ているが、多度津町はどういう経緯で入っているのか。

〔文化財保存活用課長〕

京極の文化ということで多度津町も京極家の領土であったことから、最初是一緒に進めていたため、名前が出ている。

〔教育長〕

保存活用という面で、この城泊事業は非常に大きな事業だと思う。今回の事業は、保存という面とどうリンクさせて考えていけばよいか、教えてほしい。

〔文化財保存活用課長〕

延寿閣別館は、東京の京極家の屋敷から持って来た建物であり、居間と次の間という二つの間が主体となっている。後は丸亀に持ってきた時に増築して付け足したものである。宿泊施設として活用するというので、宿泊に必要な整備を行うが、価値のある居間と次の間の二間に関しては、極力そのままの状況で残して見ていただく、そこで泊まって体験していただく、他のところに関しては、後で付け足したものであるので、例えばユーティリティの問題、風呂や洗面、トイレの整備を行う、ということにしている。

〔教育長〕

つまり、活用することが、また文化財の保存に繋がっていくというような理解でよろしいか。

〔文化財保存活用課長〕

城泊事業の趣旨が、もともと全然使っていないものを活用することにより、お金をもらって、その一部で文化財を守っていこうというものであるので、保存だけではなく活用することによ

って、また保存に還元されると考えている。

〔教育長〕

もう一点、報 17-4 の 1 行目に、「丸亀城をはじめ市内各地に点在する歴史的資源を繋ぎ」とあるが、市内各地に点在する歴史的資源ということで、今想定している施設があれば、教えていただきたい。

〔文化財保存活用課長〕

もともと街中に行くと城下町になっていたので、歴史的な雰囲気のある建物があれば、それも宿泊施設として活用できるかどうかということで、お城だけでなく丸亀のまちの中で歴史が体験できるような施設があればそれもそのメニューに加えていく。

もうひとつは、島しょ部に日本遺産や伝統的建造物群があるので、そちらも丸亀の魅力を PR していく上で加えていく。

また、特に京極の文化を伝える文化財としては、中津万象園があり、庭園や市の指定文化財である観潮楼や母屋があるので、それらもこの城泊のメニューの中で一緒に活用させていただくことを考えている。

お城だけではなく、市の魅力ある文化財や施設を組み込んでいけたらと考えている。

#### 議案第 12 号 丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正につきましては、近年リース契約等により自家用車を使用する形態が増加しており、丸亀市立学校県費負担教職員が使用する自家用車についても同様なことが想定されることから、リース契約等で使用している職員の自家用車登録を承認できるようにするため等、所要の改正を行うものである。

要綱の改正部分については、議 12-1 のとおり。自家用車使用登録申請書については、議 12-3 のとおりで、欄外（注）のところを改正している。議 12-4 には、自家用車使用等承認申請書を参考資料として添付している。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### 議案第 13 号 幼保連携型認定こども園の設置について（意見聴取）

〔幼保運営課長〕

幼保連携型認定こども園の設置につきましては、令和6年度から西幼稚園及び中央保育所を統合して幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第2号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するものである。

名称は丸亀市立城乾こども園、位置は丸亀市南条町34番地46で、西幼稚園が建っていた場所である。設置年月日は令和6年4月1日とする。位置図は議13-3のとおり。

〔教育長〕

これまで（仮称）城乾こども園だったが、正確にはいつから名称が丸亀市立城乾こども園になるのか。

〔幼保運営課長〕

設置年月日の令和6年4月1日からになるが、9月議会で承認されたら、そこから丸亀市立城乾こども園と称して広報などを行っていけると思う。11月の入所申込の際には、仮称を取って、丸亀市立城乾こども園で募集したいと考えている。

〔教育部長〕

議会の承認日というより、改正条例の施行日をもって正式に丸亀市立城乾こども園という名称になるということで、ご理解をお願いしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### 議案第14号 丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会委員の委嘱について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会委員の委嘱につきましては、史跡丸亀城跡の調査保存整備に係る総合的な整備計画の策定に必要な事項についての調査及び審議をするため、丸亀市附属機関設置条例第2条に基づき設置している丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会委員が、令和5年7月31日をもって満了となるので、史跡整備に関する知識と経験を有する者を、新たに令和5年8月1日から2年間、委員として委嘱したいのである。

被委嘱者は議14-1のとおり。前回の8名から1人減となり、7名の体制で委員会を発足し、丸亀城の保存活用整備について審議を図っていく。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 議案第 15 号 丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会委員の委嘱について

[文化財保存活用課長]

丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会委員の委嘱につきましては、史跡快天山古墳の保存整備の基本計画及び総合的な整備計画の策定に必要な事項についての調査及び審議をするため、丸亀市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき設置している丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会の委員が、令和 5 年 7 月 31 日をもって任期満了となるので、古墳整備に関する知識と経験を有する者を、新たに令和 5 年 8 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱したいのである。

被委嘱者は議 15-1 のとおり。前回委員から変更なし。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 議案第 16 号 丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

[文化財保存活用課長]

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱につきましては、丸亀市伝統的建造物群保存地区の保存等に関する事項について調査及び審議をするため、丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例第 14 条の規定に基づき設置している丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員が、令和 5 年 7 月 31 日をもって任期満了となるので、まち並み整備に関する学識と経験を有する者を、新たに令和 5 年 8 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱したいのである。

被委嘱者は議 16-1 のとおり。前回委員から 1 名変更となった。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 8 報告事項

### 教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は令和 5 年 6 月 17 日から 7 月 14 日までで、26 件の後援申請があり、うち 1 件が取下げ、1 件が不承認のため、24 件について、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認済みである。このうち新規は 6 件。

①No.05050「華道家元池坊讃岐支部いけばな展」は、伝統文化いけばなの発展と地域の活性化を目的に会員約 60 名の作品を展示するもので、10 月 7・8 日に生涯学習センターで開催され、入場料は無料となっている。

②No.05051「白 A TECHNO CIRCUS 2023 inたどつ」は、世界で活躍する白 A のプロジェクションマッピングを駆使したパフォーマンスを間近に触れる機会、南中学校「京極発幸舞連」の

OBが映像ディレクターであることから、「京極発幸舞連」がオープニングに出場する予定である。11月19日に多度津町民会館で開催され、入場料は一般2千円、18歳以下1,500円、未就学児でひざ上での観覧は無料となっている。

③No.05052「岡山大恐竜博inコンベックス」は、遊びながら学べる体験型恐竜イベントで、太古のロマンに思いを馳せ知的興奮と体験学習を通じて地球の過去と未来について考える機会にすることを目的に、8月10～20日にコンベックス岡山で開催され、入場料は中学生以上1,400円、3歳以上は1千円となっている。

④No.05053「8/6(日)笑顔のマルシェ」⑤後援No.05054「8/11(祝)夏休みの宿題親子イベント」は、NPO法人光かがやく笑顔の種が主催し、8/6はRITA学園高等学校で、8/11はマルタスで行うイベントで、夏休み中に親子の絆を深め、親子で楽しんで自由研究や作品作りなどの宿題を行うことを目的に開催するもので、参加費は各ブース1,500円となっている。

⑥No.05058「香川県幼児教育研究発表会」は、幼児教育の実践的課題に関する研究を行い発表するもので、会員の資質向上を図り幼児教育の一層の充実と発展を期するため、10月18日に城東幼稚園で開催されるもので、参加は無料である。

なお、不承認の1件は「tutti marche」で、緑化推進や地域活性化に関する活動団体Pairが主催し、市民ひろばで開催されるものであるが、教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与すると認められないため、不承認とした。

特になし

《関係者以外は退席する》

## 9 非公開審議の概要

### 報告第16号 令和6年度使用小学校教科用図書に係る採択候補について

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後3時20分